

○国立大学法人熊本大学大学評価会議規則

(平成 19 年 3 月 22 日規則第 52 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 80 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 61 号

平成 21 年 12 月 24 日規則第 252 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 134 号

平成 23 年 3 月 24 日規則第 27 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学に、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 目標・計画担当の理事

(2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。) 2 人

(3) 文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科、大学院保健学教育部、大学院法曹養成研究科及び医学部附属病院の副部局長 各 1 人

(4) 医学部、薬学部、大学院生命科学研究部、大学院医学教育部及び大学院薬学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人

(5) 経営企画本部長及び運営基盤管理部の総務担当部長

(6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第 6 号の委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項第 6 号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第 3 条 大学評価会議は、次に掲げる事項を行う。

(1) 自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定及び実施に関すること。

(2) 第三者評価への対応に関すること。

(3) その他大学評価に関し議長が必要と認めた事項

(議長)

第 4 条 大学評価会議に、議長を置き、目標・計画担当の理事をもって充てる。

2 議長は、大学評価会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 大学評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 大学評価会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会等)

第7条 大学評価会議に、委員会及びワーキンググループを置くことができる。

2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 大学評価会議の事務は、運営基盤管理部企画・評価ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、大学評価会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人熊本大学大学評価本部規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年3月27日規則第80号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第61号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第252号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第134号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第27号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。